

大和市監査委員告示第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年10月30日

大和市監査委員 佐藤光徳

大和市監査委員 古木邦明

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監査対象 大和市立小・中学校
- 3 監査対象期間 令和4年4月～令和5年9月
- 4 監査年月日 令和5年10月30日
- 5 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、大和市立小・中学校〔小学校5校(文ヶ岡、草柳、大野原、西鶴間、大和)、中学校2校(鶴間、大和)]において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 給食費の経理に関する事務
  - (3) 補助金等の経理に関する事務
  - (4) 備品管理に関する事務
  - (5) 薬品管理に関する事務
  - (6) 切手・はがき・図書カードの受払に関する事務
  - (7) 出勤票・休暇届に関する事務
  - (8) 現金の取扱いに関する事務
- 6 主な着眼点
  - ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
  - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
  - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか
- 7 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。